

長浜市商工会からのお知らせ

2023/1/13 第 34 号

長浜市商工会

TEL : 0749-78-2121

FAX : 0749-78-1300

～お役立ち情報～

<目次>

- ① 小規模事業者持続化補助金（第 11 回）の募集について
- ② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金について
- ③ 事業再構築補助金について
- ④ 長浜観光協会より長浜市地域案内通訳士のご紹介について
- ⑤ 長浜市商工会 HP 会員紹介への登録、変更について（会員情報掲載します）
- ⑥ 小規模企業共済について

※各補助金のご相談は確定申告の時期混雑が予想されますので、お早めにご相談ください。

① 小規模事業者持続化補助金（第 11 回）の募集について

【対象事業】

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、創意工夫を凝らした販路開拓、創意工夫による売り方やデザイン変更、商品開発、チラシ作成、商談会参加、店舗改装等

【補助額（補助率）】

通常枠・・・上限 50 万円（補助率 2/3）

賃金引き上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠・・・上限 200 万円（補助率 2/3）

インボイス枠・・・上限 100 万円（補助率 2/3）

【申請受付締切】令和 5 年 2 月 20 日（月）

※事業支援計画書（様式 4）発行の受付締切は原則 令和 5 年 2 月 13 日（月）

【お問い合わせ先】長浜市商工会 TEL : 0749-78-2121

詳細は滋賀県商工会連合会 HP をご覧ください。

<https://www.shigasci.net/jizoku/1194/>

② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金について

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援するための補助金です。

【想定される活用例】

- ・印刷業が UV インクジェット印刷機を導入し、低コストな特殊印刷サービスを提供
- ・カフェが「食べられるクッキー生地のコヒーカップ」の製造機械を新たに導入（デジ

タル枠)

- ・ AI・IoT、センサー、デジタル技術等を活用した新製品・サービスを開発・製造プロセスを効率化する AI やロボットシステムを新たに導入

【公募スケジュール】

公募開始日：令和5年1月11日(水) 17時

申請開始日：令和5年3月24日(金) 17時

申請締切日：令和5年4月19日(水) 17時

【お問い合わせ先】 <ものづくり補助金事務局サポートセンター>

受付時間：10：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号：050-8880-4053

詳細は、ものづくり補助金総合サイトをご確認下さい。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

③ 事業再構築補助金について

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援するための補助金です。

【想定される活用例】

- ・ 飲食店が飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼菓子のテイクアウト販売を実施。
- ・ 衣服販売業者が衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。
- ・ ガソリン車向け部品製造業者がグリーン課題の解決に資する取組として EV 向け部品製造の事業を新規に立上げ。

【第9回公募スケジュール】

公募開始：令和5年1月中下旬予定

応募締切：令和5年3月中下旬予定

【お問合せ先】 <事業再構築補助金事務局コールセンター>

受付時間：9時～18時（日・祝日を除く）

電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088

< IP 電話用 > 03-4216-4080

詳細は、下記のページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

④ 長浜観光協会より長浜市地域案内通訳士のご紹介について

長浜観光協会は、回復傾向にある外国人観光客の受け入れの態勢づくりと、顧客満足の向上を目的に、2年間にわたり、長浜市と共に地域通訳案内士研修を実施し、合計21名の案内士を認定されました。

外国人のお客様のおもてなしなど、地域通訳案内士が必要な場があれば、お気軽にご活用下さい。詳細は別途添付チラシをご確認ください。

【お問い合わせ先】 公益社団法人 長浜観光協会 TEL: 0749-53-2500

⑤ 長浜市商工会 HP 会員紹介への登録、変更について（会員情報掲載します）

商工会ホームページ「会員紹介ページ」では会員情報を掲載しています。掲載を希望される事業所様は「長浜市商工会ホームページ会員紹介ページ 掲載申込書」にご記入いただき商工会までご提出ください。提出に際しましては、事業所写真を1枚お願いいたします。

会員紹介ページ URL : <https://nagahamasci.or.jp/member/>

申込書 URL : <https://nagahamasci.or.jp/wp-content/uploads/2020/11/b9565843d3d6319ffe21673e45654fba.xlsx>
<https://nagahamasci.or.jp/wp-content/uploads/2020/11/343a7fe8101e0443654bead775109a56.pdf>

⑥ 小規模企業共済について

☞ 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が、廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

☞ 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

☞ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

詳細は、小規模企業共済（中小企業基盤整備機構）HPをご覧ください。

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai>